

平成29年度第1回環境審議会 議事要旨

日時／平成29年5月31日（水）13：30～14：16

場所／酒田市総合文化センター412

出席者／別紙次第のとおり

1. 開会

(略)

2. 市民部長あいさつ

(略)

3. 議事

(1) 会長、副会長の選出について

会長に佐藤頭委員（2号委員）、副会長に阿部秀徳委員（3号委員）が選出された。

(2) 今後の進め方

委員 2点質問がある。午後からの勉強会という設定だが、本来審議会なので審議をするということが第一の目的であるはずだ。審議会条例第2条にも記されている。勉強会というのは、どのような根拠に基づくものであるのか。本来ならば、審議会の中で説明を受けるべきだ。勉強会という形で一度外に出して説明を受けるだけという場面を作るというのではなく、審議会の次第の中に入れて説明を事業者から受けるやり方が真つ当なやり方ではないかと思う。次回の審議会も「意見交換」ではなく審議とすべきだ。そうでないと質疑という形の手続きにならない。その上で、一つ目の質問だが、勉強会という形での準備書の説明の根拠は何であるのか。あるいは、市長による諮問ではないのは、どうしてなのかということを知りたい。平成21年に同様の事業が民間事業者により計画された際も意見照会があつて、景観審議会の場で諮問・審議されて市長あてに意見の取りまとめがなされた。今回は、酒田市と県との別々の事業に対して県知事から意見照会があつた。県事業に対

して県知事からの照会はこのような手続きになると思うが、酒田市の事業に対して県知事からの意見を求める前に、酒田市の事業なのだから酒田市の環境審議会でなぜ審議するという手続きを取らないのか。これはかなりおかしいことではないかと思う。この準備書の段階というのは大変大事な手続きだ。環境影響評価の中で意見を聞くということでは、段階では最終のものになる。次の評価書というのは確定したものだし、調査結果について意見を出せるのはこの機会しかないので、審議という形をきちんととるべきだ。

事務局 諮問にしなかったのは、今回の準備書について皆様の意見を伺おうと考えているが、前回も環境審議会および景観審議会の皆様からは、諮問という形ではなくご意見を伺いたいという形にした。今回もそれを踏襲すると庁内の会議で結論し、そのようなやり方をした。今回の意見照会だが、法や条例に基づく意見照会ではない。法や条例に規制される規模ではないが、それでも法並みの手続きを踏んでアセスをしたいという事業者の考えに基づいてやっている。その意味で諮問という形はとらなかった。以前、前に計画があった際のことについては、県の自然公園条例上の届け出手続きということで諮問という形で行った。今回の事業についても同様の手続きがなされる予定で、その際は諮問という手続きを取りたい。

議長 一番目の質問については、委員、理解はできましたか。

委員 いいえ、理解はできません。後半の話に出ましたけれども、諮問という手続きを取らない理由を自主アセスに求めているが、法定アセス並みの手続きを行うといいながら、なぜ手続きのところで審議会できちんと図るといふ手続きを行わないのか理解できない。そのため、この後、勉強会を行うということについては、私は反対です。

議長 ただ、次の会場には別の審議会の委員も待っていますよね。

事務局 そうです。

議長 時間的に、ここで議論していても、他の委員の方にもご迷惑がかかります。反対ということは、ご表明いただきましたが、本日の次第を変えて討論するという時間はないと思います。

委員 進め方についての意見が出たところで、個人的な話だが、正直、風力発電についての知識が薄いと思っている。審議し決定するにあたって、ちゃんとし

た裏付けがあって市民の方に説明して納得してもらわなかったら意味がない。そのためにはまず我々が一定の知識を得るというのも、私は一つの進め方だと思う。

委員 今の委員のお話の通りだと思います。たった3日前に案内が来て、勉強会という内容の話を初めて知った。それとも勉強会というのはずいぶん前の案内だったか。

事務局 前でしたね。

委員 具体的な案内が29日付の文書だったので。知見を増やすというのはとても良いご意見だと思うが、それと審議会の話は分けて議論していただかないと市民に対して説明がつかないと思います。ですから、審議会の中で事業者説明をきちんと受けるという形にさせていただきたい。勉強会に私は参加しないが、審議会の中できちんと説明していただきたい。

議長 ちなみにこの勉強会というのも公開されるのか。

事務局 はい。

議長 であれば、勉強会の中身も市民がチェックできるということか。

事務局 はい。

議長 二つ目のご質問に対する回答は。

事務局 なぜ勉強会にしたかという質問でしたでしょうか。

委員 酒田市の事業と県の事業の手続きは別個の話だと思います。酒田市の事業については、酒田市の中で、審議会で議論をした上で県知事からの意見照会があるのが本来的な筋ではないのかという質問をした。県の事業が県から意見照会があるのは当然だが、酒田市の事業の中身について県知事から意見照会されるというのは前後が逆じゃないですか。

議長 少し私も混乱しているのだが、市と県で共同して一つの事業を行っているのだと思っていたのですが、別の事業なのですか。

事務局 二つの事業です。

議長 別になっているのですか。例えば、こっちの風車は市の風車、そっちの風車は県の風車ということですか。

事務局 そうです。

議長 場所によって、事業主体が変わるということですね。ただ、同じく事業を進

めるから一括しているという認識でよろしいですか。別々にやらずに一緒にやっている根拠を示してほしいところです。

事務局 県知事からの照会文書は別々に来ていますが、同時期の事業ということで同時に照会が来ているというふうに理解をしています。

委員 質問の仕方を変えますが、酒田市の事業については、本来、県知事から意見照会を受ける前に、市の事業なので市の審議会としての議論を当然、先にすべき案件だろうと考えていたし、過去の環境審議会でもそのような説明を受けたと記憶しております。

事務局 法アセスに基づいてやる場合についても、県と事業者の間の手続きはあるが、市町村が事業者に対して意見を述べる機会は、県を通じてしかないということで、今回は、その法アセスに準じたやり方をしているので、県からの意見照会を受けて市の意見を述べる手続きを進めている。

委員 あくまでも酒田市の事業についてどうするかという議論は必要なはずで、これまでもそのような説明を受けてきた。その手続きをきちんとはとらないと、将来また洋上風力発電とか、いろんな計画が出てきたときに市民に対してきちんとは説明できない。手続きはきちんとしていくべきだと思う。もう少し整理した回答をいただかないと、そうですかといえる話ではない。

議長 とりあえずこの場は終了させていただいて、今、金子委員からあった質問は、事務局と会長、副会長で相談して対応を協議したいということでお預かりさせていただくということでどうでしょうか。

委員 異議なし。

委員 その際に一つお願いしたいのは、審議会の中で事業者からの説明を受けるという手続きをぜひ取ってほしいということをお願いしておきます。

議長 では、それも含めて検討ということで。先ほど委員からもあったように、我々の知識をブラッシュアップするとまたいい知恵も出るかもしれませんので。委員の意見はお預かりさせていただいて次回まで何らかの方策を考えたいということで、事務局よろしいですか。

事務局 はい、わかりました

議長 では、議事についてはこれで終了とさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

4. 閉会

(略)

【14 時 16 分終了】